

2023年11月29日

お取引様各位

株式会社トヨタレンタリース名古屋

適格請求書発行事業者に関する弊社登録番号のお知らせ

2023年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入にあたり、弊社の登録申請手続きが完了いたしましたので、適格請求書発行事業者登録番号をご案内申し上げます。

適格請求書発行事業者登録番号 T7180001022424

上記の登録番号は、国税庁ホームページの「適格請求書発行事業者公表サイト」にて、ご確認いただくことができます。

弊社のインボイス及びその交付方法

■ リース契約：2023年10月以降開始のリース契約分

借手の判定	会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
ファイナンスリース	資産計上	「リース契約書」、「リース料支払明細書」のいずれか
	費用計上	A. 「リース契約書+通帳、口座振替依頼書等」
オペレーティングリース	費用計上	B. 「リース料支払明細書」のいずれか

■ リース契約：2023年9月以前開始のリース契約分

借手の判定	会計処理	仕入税額控除のために使用する適格請求書等
ファイナンスリース	資産計上	計上済みのためインボイス不要
	費用計上	「リース契約書+通帳、口座振替依頼書等」
オペレーティングリース	費用計上	+当案内 ※1

※1：2019年10月の消費税増税時に増税対象とご案内した契約の消費税率は10%です。

またご案内時に送付しました「請求予定表」の保存が必要です。

■ リース契約以外：既存の請求書

※レンタカーについては、締請求書または「貸渡料金精算明細書(兼ご請求書)」になります。

※メンテナンスパックB I Zの請求は、トヨタファイナンス引落であっても、締請求書がインボイスとなります。